



令和 7 年 6 月 1 1 日

国土交通省東北運輸局

「地域公共交通利便増進事業」の実施計画を認定 ～利便性・持続可能性の高い地域公共交通を目指して～

東北運輸局は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、福島県に関する 2 件の「地域公共交通利便増進実施計画」を認定しました。

新規認定：福島県県北圏域、福島県県中・県南圏域（令和 7 年 6 月 1 1 日付）

○ 地域公共交通利便増進実施計画とは、地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続的な提供を図る事業を実施するための計画です。今回の認定により東北運輸局管内で計 11 件、福島県では計 4 件の認定となります。

＜参考＞これまでに認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画の概要

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000075.html

○ 本計画の認定により、運行費に関する補助要件の緩和・重点的な支援など、計画に位置付けられた取組について様々な国の支援を受けることができます。

《事業概要》

- 福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画（新規）
 - ・ 広域路線バスの系統の統合や、地区の移動特性に合わせた乗合タクシーの導入等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。
- 福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画（新規）
 - ・ 広域路線バスの系統の統合や、ニーズに合わせたダイヤの見直し等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

＜詳しくは別紙をご覧ください＞

＜問合せ先＞

東北運輸局交通政策部交通企画課 大内

TEL：022-791-7507

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、地区の移動特性に合わせた乗合タクシーの導入等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

事業の内容

※①～⑤は下図の番号に対応

①系統の統合及び人口集積地への経由

・ 近接して運行する2系統の統合・本数の増加、及び人口集積が進む阿武隈急行・高子駅周辺の宅地造成地区への経由

②松川地区の移動特性に合わせた地域内交通への転換

・ 現在の路線バスを、路線バスと乗合タクシーの運行へ分割、また地区特性に合わせて各路線の経路を再設定

③沿線の大学への乗り入れを実施

・ 沿線に立地する大学の構内へ新たに乗り入れを実施

④・⑤市街地での主要な施設への延伸を実施

・ 二本松市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

事業の効果

①人口集積地等からの新たな利用者の取り込み

・ 人口集積が進む地区を経由する経路へ見直しを図ることで、当該地区に居住する住民などの新たな利用者の取り込みを図る

②地区内での移動時の利便増進

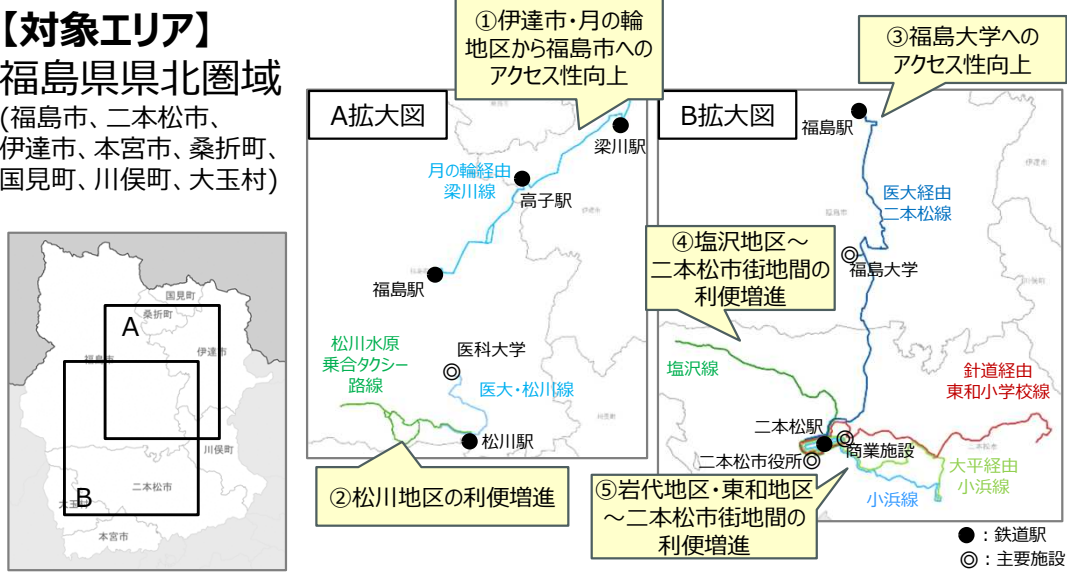
・ 地区の移動特性に合わせた経路・運行方法の見直しにより、地区内での移動時の利便増進、及び運行の効率化に寄与

③域内の公共交通の利用者数増加

・ 新たに大学構内への乗り入れにより、大学生の通学や職員の通勤時における移動の利便増進を図るとともに、鉄道運休時等の代替移動手段を提供

④・⑤域内の公共交通の利用者数増加

・ 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る



事業とあわせて実施する取組

■利用者に対する周知・広報の徹底

・ 見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

■新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

・ 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

・作成自治体 福島県、県北圏域8市町村

・事業実施区域 福島県県北圏域

・事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、ニーズに合わせたダイヤの見直し等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

事業の内容

※①～⑦は下図の番号に対応

①系統の統合及び郡山方面への路線の新設

・近接して運行する2路線の統合・主要施設への経路の延伸、及び三春町～郡山市間を運行する路線を新設（三春町南部を新たに運行）

②系統の統合及びニーズに合わせたダイヤの見直し

・地域の移動ニーズに合わせて、3系統の統合及びダイヤの見直しを実施

③系統の統合及び人口集積地への運行回数の増加

・岡の内線を竜崎経由石川線に統合し、人口が集積する牡丹台ニュータウン内を経由する経路へ見直し及び運行回数を増加

④～⑦市街地内での主要な施設への延伸を実施

・石川市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

事業の効果

①三春町から郡山市街地へのアクセス性の向上

・主要施設への経路の延伸により三春町内での移動時の利便増進、及び系統の新設により三春町南部から郡山市街地へのアクセス性の向上を図る

②運行の効率化及び利便増進

・系統の統合により運行の効率化を図るとともに、利用ニーズに応じたダイヤの見直しにより利便増進を図る

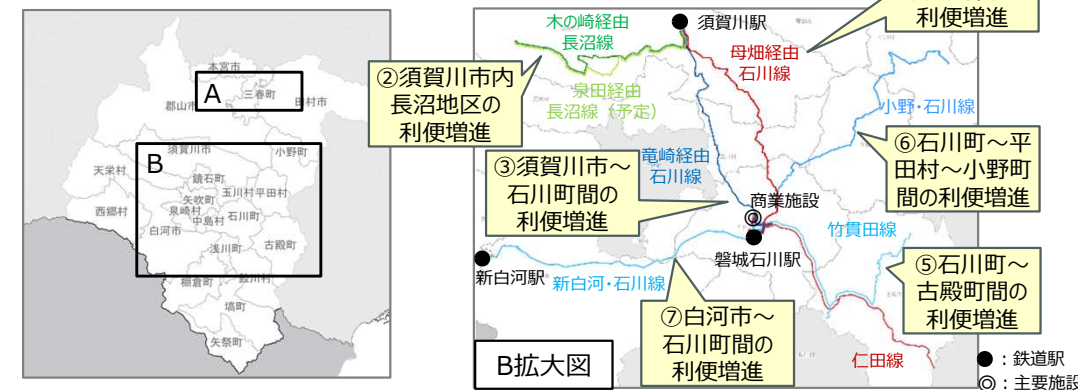
③人口集積地における移動時の利便増進

・牡丹台ニュータウンから須賀川市街地への移動機会が増加することで、移動時の利便増進を図る

④～⑦域内の公共交通の利用者数増加

・住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

【対象エリア】福島県県中・県南圏域
(郡山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町)



事業とあわせて実施する取組

■利用者に対する周知・広報の徹底

・見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

■新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

・沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

- ・作成自治体 福島県、県中・県南圏域22市町村
- ・事業実施区域 福島県県中・県南圏域
- ・事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月